

2016年度 事業報告書

(2016年4月1日から2017年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の概略

2016年の難民認定申請者数は、日本で難民条約及び議定書が発効した1982年以降、初めて1万人を超え、1万901人（前年比44%増）となった。他方、認定者数は、28人に留まり、難民認定率が1%に満たない状態が例年続いている。国際メディアでは極端に低い認定数が強調された一方、日本では、2015年9月に始動した難民認定制度の新運用により、管理体制が強化された。そのような中、名古屋では、2016年、難民認定をめぐる訴訟で、7月にネパール人男性及びウガンダ人女性の2件と9月にネパール人男性1件の合計3件、国の不認定処分を覆す判決が相次いだ。判決はいずれも名古屋高等裁判所における判断であり、国際的な基準に沿った画期的な判決であった。名古屋入国管理局での申請者数は引き続き関東に次いで多く、2016年はおよそ2,500人が名古屋入国管理局で難民認定申請した。特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下、当法人）は、引き続き、東海地域に住む難民が法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

第2 事業の実施に関する事項（当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施）

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2016年度は、難民／庇護希望者に対して、川口法律事務所会議室や協力団体、名古屋入国管理局での面会や外国人コミュニティにおいて相談やケースワークを行った。特に難民の住居や健康等を確保し福祉の向上を図り、難民一人ひとりが将来の見通しを立てられるようケースワークに力を入れると共に、国際的保護を受けるべき難民が適切に保護されるよう、難民認定の基礎となる出身国情報の整備に新たに取り組み、2016年度の事業目標を達成することができた。

相談者は、新規で76人の相談を受け、継続支援のケースワークや電話相談等を含め1,400件以上の難民／庇護希望者の支援を行った。新規相談者の国籍は、18カ国に亘り、国籍別では、アフガニスタン6人（3件）、イラン3人（3件）、ウガンダ9人（4件）、エジプト1人、ガーナ1人、シリア10人（3件）、ジンバブエ2人（2件）、スーダン1人、スリランカ6人（6件）、チュニジア1人、トルコ11人（8件）、ナイジェリア3人（3件）、ネパール11人（11件）、パキスタン2人（2件）、バングラデ

シュ 2 人 (2 件)、フィリピン 3 人 (3 件)、ブルンジ 3 人 (3 件)、ミャンマー 1 人 (1 件) であった。一方、当法人も加盟している東海在日外国人支援ネットワーク (以下、TOMSUN) が 2016 年 12 月 19 日に名古屋入国管理局と行った意見交換会において明らかになった 2016 年 1 月から 8 月の同局での難民認定申請者数 (他局からの移管含む) は、1,665 人であり、インドネシアが最多の 826 人、続いてトルコ 276 人、ネパール 168 人、ベトナム 132 人、スリランカ 108 人であった。相談者の相談経緯としては、他団体からの紹介や以前支援した難民からの紹介、難民コミュニティで実施した勉強会参加者、当法人がメディアに取り上げられているのを見た相談者の勤め先の人からウェブサイトを確認の上連絡がある等、おかげさまで当法人の認知が少しずつ広がっていることを感じた。新規及び継続案件の支援内容は、難民認定申請手続きに関する支援、人権条約上や人道上の保護を必要とする難民に準じた状況にある外国人からの在留資格の変更や更新に関する相談、家族との再統合、ホームレスになってしまった難民からの緊急支援に係る相談、在留資格がなく保険に入れない難民申請者からの医療に関する相談、認定後の日本語や就職の支援等、多岐にわたった。法的な支援については、まず面談において難民又は国際保護に係る事由等を聴き取り、専門的な支援を必要とする申請者については、弁護士に相談したり、法律相談の情報提供を行ったりした。ボランティアに協力をお願いして、立証資料となる出身国情報等の翻訳もおこなった。さらに、難民/難民認定申請者一人ひとりが制度を正しく理解し、将来の見通しを立てられることを目的とし、弁護士に講師を依頼して、豊川及び豊田のネパール人コミュニティにおいて難民認定制度の新運用に関する勉強会を行った。生活の支援については、来日後、就労資格がない難民認定申請者の所持金が尽き、頼る人もなくホームレスになる案件について地域の団体にお世話になりながら住居を確保し、自立に向けて継続支援を行った。また、病気が悪化するまで病院にかからない事例が報告される中、地域や難民支援ネットワークによる対応が可能な段階で接触し、寄り添って支援を継続できることを目指して、地域の外国人の医療支援を行っている団体と連携し、健康相談会を実施した。当法人が継続して支援に関わってきた難民の内、2016 年度に難民として認定された案件が 2 件、人道配慮による在留特別許可を受けた案件が 1 件、その他相談者で人道配慮による在留特別許可を受けた案件、家族の呼び寄せが実現した案件が 1 件あった。

(2) 実施日時

2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日の主に平日 10 時～18 時

(3) 実施場所

当法人や他団体の事務所、難民等の緊急宿泊施設、名古屋入管の収容施設、東海地域の外国人コミュニティ等

(4) 従事者

主にスタッフ 1 人、ボランティア 6 人、当法人役員

(5) 対象者

新規相談 76 人、電話相談含む継続案件の支援 1,400 件以上

(6) 費用

6,099,636 円 電話・FAX 代、会議室代、交通費、謝金、業務委託費、コピー代

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

名古屋入国管理局管轄区域に住む難民が、法的に保護され、安定して自立した生活を送る環境づくりの向上を図るためには、一般市民の理解と協力が欠かせない。そのため、当法人では 2016 年度、ホームページの更新やフェースブックでの情報発信、難民問題の理解促進に関するイベントや勉強会を行った。イベントの様子や難民支援の活動がメディアにも取り上げられた。また、ボランティアの活躍も難民問題の理解促進に大きな役割を果たした。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 市民の伊勢志摩サミット「移民・難民・多文化共生」分科会

- ・日時：2016 年 5 月 24 日（火）9 時半～12 時
- ・場所：じばさん三重
- ・従事者：当法人スタッフが多文化共生リソースセンター東海スタッフと共にコーディネーターを務め、外国人ヘルプライン東海、子どもと女性のイスラームの会、チベット友の会・Students for a Free Tibet Japan Mie chapter、日本ボリビア人協会と共に分科会を企画・準備し、当日参加者と共に G7 各国首脳、とりわけ議長国である日本政府に対し提言を作成。
- ・参加者：当日分科会参加者約 25 名

(い) 講演会「難民危機に日本は何ができるのか」協力

- ・日時：2016 年 6 月 4 日（土）14 時～16 時
- ・場所：名古屋市市民活動推進センター集会所
- ・従事者：アムネスティ・インターナショナル日本（主催）当法人（協力）
- ・参加者：一般市民 約 50 名

(う) シンポジウム「国際人権法で保障された外国人の裁判権」協力

- ・日時：2016 年 12 月 18 日（土）13 時半～16 時半
- ・場所：イーブルなごや
- ・従事者：名古屋難民支援基金及び名古屋難民支援コーディネーターズ関西（主催）、当法人（協力）当法人副代表理事が最近の名古屋高裁難民勝訴判決の報告
- ・参加者：一般市民 約 30 名

(え) ワークショップ「難民から学ぶ」協力

- ・日時：2017 年 1 月 25 日（水）19 時～21 時半
- ・場所：本山シェアオフィス

- ・従事者：名古屋 NGO センター（主催）、4つの異なるテーマのうち難民をテーマにしたワークショップにおいて当法人協力
- ・参加者：一般市民 約 25 名

(お) 連絡会・勉強会の開催

- ・回数：期間中 10 回
- ・場所：川口法律事務所 会議室及び難民等の緊急宿泊施設
- ・内容：個々の難民支援のケースシェア、難民認定手続や難民の出身国情報、難民のコミュニティ等に関する情報共有及び議論を行うと同時に、難民への緊急支援及び手続中の生活と法律面、そして定住までの一貫した支援の提供を行う上での連携を強化
- ・参加者：学生、支援者、弁護士、行政書士、研究者や司法修習生 各回約 10 人

(か) 声明、パブリックコメントの提出

- ・法務大臣金田勝年殿宛て 2016 年 8 月 18 日付け「ウガンダ人女性に係る迅速な難民認定及び在留資格の付与を求める申入れ」
- ・2017 年 3 月 2 日付け「パブリックコメント（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について）」

(き) 他団体主催の会や教育機関での講演、執筆等

- ・日時：期間中依頼を受け、また応募して実施
- ・概要：
 - ① P782 in Aichi 及びどえりゃあ wings 主催「NEPAL 支援チャリティ上映会」にて当法人スタッフがゲストスピーカーをつとめる
2016 年 4 月 23 日、中京大学
 - ② 東海在日外国人支援ネットワーク主催の勉強会第 6 回「日本に暮らす難民」において当法人スタッフが語り手を務める
2016 年 5 月 21 日、全港湾名古屋支部会議室
 - ③ 豊田市国際交流協会主催「難民にフォーカス！2016 年度 TIA 国際理解教育セミナー」においてネパール出身の難民認定者と共に当法人スタッフが講演
2016 年 11 月 19 日、豊田産業文化センター
その他、2016 年 9 月 27 日～同年 12 月 10 日豊田産業文化センターにて国際交流活動パネル展で当法人の活動紹介
 - ④ RAFIQ 総会にて名古屋の難民の状況、名古屋高裁勝訴判決について講演
2016 年 11 月 13 日、国労大阪会館
 - ⑤ 難民支援協会主催、なんみんフォーラム企画・運営の「2016 年度第 2 回難民支援者全国会議」において当法人副代表理事及びスタッフが名古屋の難民支援の状況、名古屋高裁勝訴判決について報告
2017 年 2 月 18 日、日本福音ルーテル社団
 - ⑥ 2017 年 3 月発行『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2017』

第3章 “先進国” 日本の外国人管理体制「日本の難民保護に関する2016年の動き」当法人スタッフ執筆

- ⑦ 蟹江小学校、時習館高校、中京大学（2回）、名古屋大学、南山大学にてゲスト講義、愛知教育大学附属中学、中日新聞高校生記者等への取材協力、徳林寺の花まつり、なんみんフォーラムオープンデー2016においてブース出展、LUSH 難民支援キャンペーン、名古屋熱田ローターアクトクラブ募金活動、東海在日外国人支援ネットワークのニュースレター記事執筆

- ・従事者：当法人役員及びスタッフ1名
- ・参加者：一般市民、小中校・大学生等

(く) メディア掲載

- ① 「普通の生活当たり前じゃない 難民をもっと知って」中日新聞、2016年6月14日
- ② 「特集 難民申請急増 どう向き合うか」ラジオ第1全国放送 NHK ジャーナル、2016年6月20日
- ③ 「難民不認定を取消 名高裁一審棄却、ウガンダ女性に」中日新聞、2016年7月29日（同事件については、その他毎日新聞での連載、朝日新聞等掲載多数）
- ④ 「難民不認定、続く取消 名古屋高裁、今年3件目」中日新聞1面、2016年10月26日（同事件について毎日新聞1面、日本経済新聞、朝日新聞等掲載多数）
- ⑤ 「トランプ政治に困惑。入国拒否...東海地方は」名古屋テレビ（メ〜テレ）、2017年2月6日放送 当法人副代表理事が東海地方の難民の現状を話したその他、日本国内の難民に関する報道多数

(け) ボランティアの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容：個別支援、イベント、会計、広報、翻訳、調査等のボランティア
- ・場所：各イベント会場及び川口法律事務所 会議室

(3) 費用

20,383円 印刷費、交通費、郵送料、新聞図書費

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）及びなんみんフォーラム（FRJ）の運営委員を務めた。東海在日外国人支援ネットワークでは、月に1回の運営委員会以外に、名古屋入国管理局との意見交換会、講演会「シリア紛争と私たち」や講演&討論会「これからの外国人政策の課題と展望」等を開催した。また、なんみんフォーラム（事務所：東京）では、二ヶ月に1回の運営委員会及び、収容代替措置のプロジ

ェクトチームのメンバーとしてのほか、新たに結成された難民保護費に係るワーキングチームのチームリーダーとして活動した。さらに、名古屋入管から関西や九州に移送された難民が多いため、大阪や福岡の支援団体及び大村入国管理センターを訪問し、関西や九州の支援者や弁護士とのネットワーク構築も行い、2016年度の事業目標を達成できた。また、東海地域においては、地域で活動する市民や支援団体とのケース会議や円卓会議を実施するなどし、ネットワークの構築・強化を行った。引き続き、困窮した難民への住居支援のために、「みんなの家」(宿泊施設)の運営委員として参加し、難民の貧困対策に取り組むための地域住民や支援者とネットワーク構築に力を注いだ。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

東海地域、東京、関西、九州

(4) 従事者

主にスタッフ1人、ボランティア

(5) 費用

865,292円 旅費交通費、会議費、会費、印刷製本費

第3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

(1) 開催日時及び場所

2017年6月2日18時～19時、川口法律事務所 会議室

(2) 議題

第1号議案 2016年度の事業報告の件

第2号議案 2016年度決算報告の件

第3号議案 定款の変更の件

2 理事会

(1) 開催日時及び場所

2016年4月22日18時～18時半、5月27日18時～18時半、6月24日18時～18時半、9月23日18時半～19時、11月25日18時半～19時、2017年1月27日18時～18時半、2月24日18時半～19時、いずれも川口法律事務所 会議室

(2) 議題

事業運営、事務局の組織及び運営、業務内容の報告と議論等

[了]